官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成28年４月20日

農林水産大臣　森山　**裕**

1　苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
⑵　縦覧の期間　平成28年４月20日から平成28年５月10日まで
⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局留萌開発建設部及び苫前町役場

2　古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
⑵　縦覧の期間　平成28年４月20日から平成28年５月10日まで
⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局小**樽**開発建設部及び古平町役場

3　砂原地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
⑵　縦覧の期間　平成28年４月20日から平成28年５月10日まで
⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局函館開発建設部及び森町役場

4　落石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案
⑵　縦覧の期間　平成28年４月20日から平成28年５月10日まで
⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局釧路開発建設部及び根室市役所

運輸

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十八年四月二十日

海難審判所長　松浦　数雄

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二四〇一	小園　彰	二八・一・七
二四〇二	城野　功	〃・〃
二四〇三	坂野　真一	〃・〃・二八
二四〇四	中原　征吾	〃・二・三
二四〇五	丸茂　晃裕	〃・二・三
二四〇六	岡　英男	〃・三・四

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	事由
二一四一	阿部　能正	二八・一・一九	申請
一八四三	園原　安民	〃・三・二二	申請

資料

機械受注統計調査報告（平成28年２月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

需要者 ＼ 期・月	平成27年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成27年11月	12月	平成28年1月	2月
受注総額	73,177	71,791	68,976	72,164	22,260	22,567	20,586	22,442
	(10.4)	(−1.9)	(−3.9)	(4.6)	(−18.6)	(1.4)	(−8.8)	(9.0)
	〔 8.7〕	〔 −8.0〕	〔 1.9〕	〔 8.1〕	〔 4.3〕	〔 −0.5〕	〔 −15.8〕	〔 −8.2〕
民需	32,748	30,676	28,993	30,832	9,354	9,735	11,128	11,655
	(14.6)	(−6.3)	(−5.5)	(6.3)	(−20.3)	(4.1)	(14.3)	(4.7)
	〔 12.3〕	〔 11.0〕	〔 −2.0〕	〔 6.6〕	〔 5.0〕	〔 −4.7〕	〔 4.2〕	〔 15.5〕
〃（船舶・電力を除く）	25,376	26,149	24,456	25,098	8,050	8,130	9,347	8,487
	(4.1)	(3.0)	(−6.5)	(2.6)	(−9.7)	(1.0)	(15.0)	(−9.2)
	〔 3.3〕	〔 12.4〕	〔 −0.9〕	〔 2.1〕	〔 1.2〕	〔 −3.6〕	〔 8.4〕	〔 −0.7〕
製造業	11,075	11,713	10,583	10,266	3,376	3,275	4,625	3,210
	(5.2)	(5.8)	(−9.6)	(−3.0)	(−6.6)	(−3.0)	(41.2)	(−30.6)
	〔 5.2〕	〔 27.5〕	〔 −1.1〕	〔 −3.1〕	〔 1.3〕	〔 −13.1〕	〔 25.4〕	〔 −12.3〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,580	14,501	13,795	14,565	4,565	4,770	4,818	5,310
	(6.6)	(−0.5)	(−4.9)	(5.6)	(−12.7)	(4.5)	(1.0)	(10.2)
	〔 1.4〕	〔 2.3〕	〔 −0.8〕	〔 6.3〕	〔 1.5〕	〔 3.3〕	〔 −4.6〕	〔 8.7〕
官公需	8,088	8,021	7,383	6,563	2,051	2,474	1,899	2,391
	(−0.0)	(−0.8)	(−8.0)	(−11.1)	(0.6)	(20.7)	(−23.3)	(25.9)
	〔 6.5〕	〔 −0.4〕	〔 1.6〕	〔 −18.4〕	〔 −24.8〕	〔 −5.8〕	〔 −38.0〕	〔 −7.0〕
外需	29,885	28,214	29,280	31,946	9,890	9,677	6,834	7,267
	(11.1)	(−5.6)	(3.8)	(9.1)	(−20.1)	(−2.2)	(−29.4)	(6.3)
	〔 6.2〕	〔 −24.0〕	〔 5.8〕	〔 17.0〕	〔 9.0〕	〔 5.7〕	〔 −31.2〕	〔 −31.2〕
代理店	3,026	3,053	3,237	3,349	1,142	1,095	1,220	1,198
	(−3.2)	(0.9)	(6.0)	(3.4)	(2.8)	(−4.1)	(11.4)	(−1.8)
	〔 2.5〕	〔 1.5〕	〔 5.1〕	〔 7.2〕	〔 17.5〕	〔 0.5〕	〔 19.6〕	〔 16.2〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、（ ）内は対前期（月）増減率、〔 〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

需要者 ＼ 期・月	平成27年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成27年11月	12月	平成28年1月	2月
Ⅰ 製造業計	5.2	5.8	−9.6	−3.0	−6.6	−3.0	41.2	−30.6
1 食品製造業	75.7	−18.4	−20.4	28.5	9.8	33.4	−27.3	−20.3
2 繊維工業	−5.2	2.5	31.7	−26.6	1.0	25.4	−1.5	−9.0
3 パルプ・紙・紙加工品	121.4	−25.4	−49.0	43.0	−44.1	−9.4	−13.8	109.8
4 化学工業	−4.7	−5.5	6.9	1.6	80.0	−19.4	−16.8	8.6
5 石油製品・石炭製品	170.2	−71.5	10.0	−45.5	139.3	7.6	−9.3	46.5